

税効果会計適用による繰延税金資産の計上と 利益マネジメントの関係について

1190411 市原 花奈子

高知工科大学 経済・マネジメント学群

0. はじめに

「粉飾決算」「不正会計」「不適切な会計処理」。近年このようなフレーズを取り上げた報道を目にする機会が多い。利益操作や粉飾決算、企業情報の虚偽表示等のいわゆる不正会計が発生する要因としては、景気低迷や競合他社の出現等による利益減少の回避や債権者からの圧力、また予算達成に対するプレッシャーなどが考えられる（内田正剛 「「不正会計」対応はこうする・こうなる」 p1~15）。不正会計の具体的な手法の代表例としては、子会社等を利用した循環取引、架空売上の計上や貸倒損失の非計上、引当金の過大な計上などがあるが（「利益操作～インフォバンク マネー百科」）、本研究は、‘税効果会計の適用によって計上される繰延税金資産’に焦点を当て、これが利益操作の手法として利用されているのかを検証することを目的とする。第1章では、税効果会計の存在意義とその仕組みについて整理し、適用時の問題点について説明する。また第2章では税効果会計と利益操作の関係性を検証した先行研究についてレビューする。第3章では本研究における実証仮説とその検証方法を提示し、第4章ではそれらの検証結果をまとめる。最後に第5章では本研究のまとめとして、第4章の結果に関する考察と、不正会計への対応策について検討する。

1. 税効果会計と繰延税金資産について

1-1 財務会計と税務会計

営利を目的とする企業は、利害関係者に向けて様々な方法によって経済活動を報告するが、その1つに会計情報（企業会計）、具体的には財務諸表を用いる。企業会計は、報告対象によって制度会計と管理会計とに分かれており、その報告対象は、前者は外部の利害関係者、そして後者は、企業内部の利害関係者となっている（新日本有限責任監査法人「ここが変わった！税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパ

クト」 p1）。本研究では、主として制度会計及び税務会計に着目して論述を進める。

制度会計とは、法律により規制を受ける会計のことを言い、我が国では、会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計の3つがこれに該当する。それぞれの目的について、会社法会計は株主や債権者との間に生じる利害の調整、また金融商品取引法会計は投資家への情報の開示、さらに税務会計は公平かつ安定的な課税所得の算出となっている。このうち、会社法会計と金融商品取引法会計は財務会計と呼ばれ、企業会計原則や、企業会計審議会および企業会計基準委員会が公表した会計基準等に従った会計処理に基づき、会社の財政状態や経営成績等を適正に表示することを目的とする。一方で税務会計は、財務会計との目的の違いから、最終的に算出される利益（税務会計上は課税所得と呼ばれる）に差額が生じることがある。その為、「課税の公平性」「制度の安定性」という目的を達成するべく、財務会計とは一部異なったルールに基づいて課税所得を計算することになっている（新日本有限責任監査法人「ここが変わった！税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」 p1~2）。

以下では、財務会計と税務会計の相違点について、(1)永久差異 (2)一時差異 とに分けて見ていく（新日本有限責任監査法人「ここが変わった！税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」 p2~3）。

(1) 永久差異

財務会計上での税引前当期純利益の計算では費用又は収益の差額として計算されるが、税務会計上の課税所得の計算では費用又は収益として算入されない項目が存在する。これにより生じる差異を永久差異という（新日本有限責任監査法人

「ここが変わった！税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」p2~3)。この項目には、交際費や役員賞与、受取配当金などが該当する。これらの項目は、財務会計上は費用又は収益として計上されるものの、税務会計上では当該支出や収入に対応して税金を減額又は増額することが妥当ではない為、将来に渡って損金又は益金として計上することが認められていない。

(2) 一時差異

一時差異とは、財務会計と税務会計の収益と益金、又は、費用と損金の認識・計上時期が異なることによって生じる差異のことである(新日本有限責任監査法人「ここが変わった！税効果会計 繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」p2~3)。すなわちこの差異は、将来のある時点で解消される性格を持っている。しかしながら、これらの差異が解消されるまでの期間は、財務会計上の収益と税務会計上の所得の金額に差額が生じ、最終的に算出される税金の金額にも差額が生じることになる。また一時差異が解消する時に、課税所得が減算されるものを将来減算一時差異、課税所得が加算されるものを将来加算一時差異という。具体的には、退職給付金繰入等がこれに該当する。これを計上する際、財務会計では繰入額を費用として全額参入する。しかしながら、税務会計では、具体的な退職給付額が確定するまでは損金として参入することが認められていない。その結果、課税前の利益と所得の間に一時的に金額差異が生じ、課税後の純利益の金額が一致しなくなる。

財務会計と税務会計の間にこのような相違点があることにより、最終的に算出される利益と所得に差額が生じる。

1-2 税効果会計について

ここで、前節(1-1)で説明した(2)一時差異に着目すると、当該差異は将来のある時点で解消される性格を持つ差異である。また一時差異は、財務会計と税務会計との差異を解消する税効果会計の対象となる。税効果会計とは、1994年4月1

日以降開始する事業年度から適応されているものであり、その目的は、一時差異を将来の税金の減額効果(繰延税金資産)又は増額効果(繰延税金負債)として貸借対照表に計上し、会計上の利益と税効果会計適用後の税金費用を合理的に対応させることで、期間損益を適正化することにある。

ここで具体例として、企業が土地を売却する状況を想定し、税効果会計の仕組みを確認する(以下の例は、「【図解】税効果会計に苦戦する理由は、その意味の誤解にある」、「第2回 一時差異と永久差異、繰延税金資産と繰延税金負債」を参照している)。

ある企業は過去に土地を800万円で購入しており、現在1,000万円で売却できると考えている。またこの土地には700万円の減損損失が生じていたと仮定する。その際に、いくらの税金が発生するのかを考えてみる。

減損損失がある場合、財務会計上ではその土地の簿価を、減損損失700万円分を差し引いた100万円とするが、税務会計上では減損損失の計上は認められない為、800万円のままとする。その為、財務会計上と税務会計上で土地の簿価に減損損失分だけ差額が生じ、従って売却益にも差額が生じることになる。この結果、実効税率(30%)を掛け、税金額を算出すると、財務会計上では税金を270万円支払うことになるが、実際の税金支払額である税務会計上の金額は60万円となる(図1)。この差額である210万円が、税効果会計の対象となる一時差異である。この差異について、金額差異が解消した期、すなわち、土地が1,000万円で売却できた期の実際の支払い税額(税務会計で計算された額)が、財務会計上の税額よりも少ないことから、これは将来減算一時差異であることが分かり、繰延税金資産として貸借対照表に資産計上される。

	(企業会計)	(税務会計)
売却収入	1,000万円	1,000万円
土地帳簿価格	100万円	800万円
売却益	900万円	200万円
実効税率	30%	30%
売却による税額	270万円	60万円
	税負担が210万円減少	

(図1: 「【図解】税効果会計に苦戦する理由は、その意味の誤解にある」 2-1-2. 税負担の軽減効果とは より)

次に、先程求めた繰延税金資産の計上時期と取り崩し時期について考える。

第1に、繰延税金資産の計上時期は、一時差異が発生した時期、すなわち、土地に対して減損損失を計上した期となる。先程の計算で将来の減税効果があると確認できた為、借方には繰延税金資産 210 万円、貸方には法人税等調整額 210 万円と記録される。

第2に、繰延税金資産の取り崩し時期についてである。取り崩し時期は、一時差異が解消された時期、すなわち、実際に土地が 1,000 万円で売却することができた期である。

以上から以下の損益計算を行うことができる (図2)。

	減損損失が生じた期	売却した期
固定資産売却益	0万円	900万円
減損損失	700万円	0万円
税引前当期純利益	△700万円	900万円
法人税等 (内訳)	△210万円	270万円
法人税住民税及び事業税 法人税等調整額	0万円 △210万円	60万円 210万円
当期純利益	△490万円	630万円

計上 取崩

(図2: 「【図解】税効果会計に苦戦する理由は、その意味の誤解にある」 2-1-4. 結果としてP/Lはこうなる より)

このように税効果会計を適用することによって、投資家等の利害関係者に提供する会計情報の適正性が向上する。しかしながら、常に予想通りの額で土地が売却できるとは限らず、

また売却時に実効税率が改定されている可能性もある。この為、繰延税金資産の計上に関しては、回収可能性の検討など、慎重な判断が必要不可欠である。次節 (1-3) では、この回収可能性の検討について詳しく見ていく。

1-3 繰延税金資産の回収可能性の検討について

一時差異のうち、将来減算一時差異に関しては、将来の会計期間において回収が見込まれない額を除いて繰延税金資産に計上することとされている(税効果会計基準 第二 二 1)。すなわち、将来の期間において、税負担額が軽減される効果があるかどうかについて詳細に検討した後、回収が確実に見込まれると判断されたもののみが、繰延税金資産として計上を認められる。

繰延税金資産の金額が算定されるまでのプロセスは、第1に、収益性等を基準として企業を5つに分類する。その分類の要件は表1に示した通りである。次に、この分類ごとに、①収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、②含み益のある固定資産又は有価証券の売却等のタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、③将来加算一時差異の3つの要素に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断した後にその計上額を算定する(新日本有限責任監査法人「ここが変わった! 税効果会計繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」p13~15)。

回収可能性適用指針における会社分類の要件

分類	要件 (1~3・5については、記載の要件を全て満たす必要がある)
1	<ul style="list-style-type: none"> 過去 (3年) 及び当期の全ての事業年度において、期末における将来原価一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
2	<ul style="list-style-type: none"> 過去 (3年) 及び当期の全ての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得

	<p>が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 ・過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない
3	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得（負の値も含む）が大きく増減している。 ・過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。 ・過去（3年）において、重要な税務上の欠損金に繰越期限切れとなる事実がない、又は当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれない。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・翌期において一時差異加減算前課税所得が生じる見込みであり、かつ、以下のいずれかの要件を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ・過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 ・当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれている。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（3年）及び当期の全ての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ・翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

（表1：回収可能新日本有限責任監査法人「ここが変わった！税効果会計繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」p13より）

税効果会計の適用においては、将来の課税所得の見積りや会社分類の判断等の将来予測が決算の業績数値に影響を及ぼすことから、経営者の見積りや判断が極めて重要な意味を持つ会計処理とされ、導入当初から様々な議論がなされてきた。

これまでは、日本公認会計士協会から公表された監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会、平成11年11月9日）が、会計上の基準として機能していたが、より実態に合った指針として、平成27年12月28日に企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（回収可能性適用指針）が公表された。

繰延税金資産の計上可能性については将来における法人税等の支払額を軽減する効果を持っていることが前提である為、課税所得の発生が見込めないならば税金軽減効果が生じない、すなわち、回収可能性が認められない名目上の架空資産が貸借対照表に計上されることになる。これに加え、もし業績が低迷し計上した繰延税金資産を回収するに十分な所得が得られなかった場合は資産性がないと判断され、これを取り崩さなければならず、結果的に企業の自己資本比率が低下し財務状況が悪化する。以上から、繰延税金資産の回収可能性の判断には、慎重な対応が求められる。

しかしながら現状として、繰延税金資産が自己資本に占める比率が著しく高い企業も存在しており、これにより銀行業では不良債権処理を進めることが可能となり、また一般事業会社では業績悪化を一時的に回避することが可能となる。このように、税効果会計の適用状況をみると、理論的には期間損益の適正化に資する優れた会計処理手法であるものの、会計判断における主観性を逆手にとって、自己資本の引き上げや利益操作に利用できる会計処理手法であることが理解できる。次の第2章では、このような現状について検証した先行研究をレビューする。

2. 先行研究

Schrand and Wong (2003)は、金融機関を対象に評価性引当額と利益調整の関係を検証している。これによれば、銀行はアナリスト予想あるいは過去の平均的な1株当たり利益に合致するように評価性引当額を利用するということが分かって

いる。¹ また、Frank and Rego (2006)も繰延税金と利益調整の関係を検証している。これによれば、企業はアナリストの予想に向かって利益を調整（平準化）するために評価性引当額を利用するということが分かっている。²

一方、山形(2005)は、繰延税金資産の回収可能性と将来収益の関係を検証している。当該研究の結果は、繰延税金資産の回収可能性を検討する際、将来収益が考慮されていないことを示唆している。³ さらに一ノ宮(2005)は、倒産企業を対象に税効果会計と利益操作の関係を検証している。これによれば、利益操作に税務会計を利用している会計実務は存在し、税効果会計を利益操作に利用している企業は倒産リスクが高いことが示唆されている。⁴

3. 本研究の実証仮説と検証方法について

3-1 実証仮説

これまでの議論をまとめると、繰延税金資産の回収可能性の判断に係る問題は以下に集約される。

- ① 見積りであること
- ② 恣意性の介入する余地が高いこと
- ③ ①と②から利益調整の手段と成り得ること

これを踏まえ、本研究では、以下の仮説を提示する。

¹ Schrand, C. and M. H. F. Wong, “Earnings Management Using the Valuation Allowance for Deferred Tax Assets under SFAS No. 109”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 20, No. 3, 2003, pp. 579-611.

² Frank, M. M., and S. O. Rego, “Do Managers Use the Valuation Allowance Account to Manage Earnings around Certain Earnings Targets?”, *JATA*, Vol. 28, No. 1, Spring 2006, pp. 43-65.

³ 山形武裕, 「繰延税金資産に係る評価性引当額と経営者予想利益の関連性」, 『産業経理』, Vol. 65, No. 2, 2005年.

⁴ 一ノ宮士郎, 「税効果会計と利益操作 - 倒産企業における実証分析 -」, 『経済経営研究』, Vol. 25, No. 6 2005年

「繰延税金資産の計上額(評価性引当額)は、利益調整(利益マネジメント)と正の相関を有する。」

企業が利害関係者に向けて財務状況を報告する際、利益を良く見せる為に不当な繰延税金資産の計上を行っている企業は、それを手法とする利益操作を行っていると言える。すなわち繰延税金資産の計上額は、利益マネジメントの額と正の相関を有すると考える。

3-2 検証

3-2-1 企業データおよびサンプル

本研究では、2016年度と2017年度それぞれ3月末日を決算日とする上場企業4,076社で構成されるサンプルを用いる。これらのうち、財務諸表の構成が他業種と大きく異なる業種(銀行、証券、保険、その他金融)に該当する企業496社を除外している。さらに、企業データの入手が不可能であった企業246社に関しても同様に除外している。最終的に3,334社(水産11社、鉱業7社、建設177社、食品126社、繊維46社、パルプ・紙24社、化学203社、医薬品67社、石油11社、ゴム19社、窯業57社、鉄鋼46社、非鉄金属製品126社、機械231社、電気機器256社、造船5社、自動車76社、輸送用機器12社、精密機械51社、その他製造113社、商社331社、小売業235社、不動産114社、鉄道・バス30社、陸運33社、海運13社、空運5社、倉庫36社、通信34社、電力12社、ガス7社、サービス820社)で構成されるサンプルを用いて検証を行う。これらの企業の財務データは有価証券報告書(EDINET)より入手した。

3-2-2 データ分析

分析モデルにおける従属変数(被説明変数)は、裁量的会計発生高であり、独立変数(説明変数)は繰延税金資産の額である。また統制変数は、売上高当期純利益率、ROA、ROE、流動比率、負債比率、資産額、監査報酬額である。繰延税金資産の計上額については、繰延税金資産を自己資本で除した

値、また資産と監査報酬の額についてはその額の自然対数を用いている。また企業データを繰延税金資産の計上額が少ない順に並べて四分位に分け、その上位 25%を 0、下位 25%を 1 とする変数（ダミー変数）を設定している。各変数の定義は、表 2 に示している。

変数定義	
DA	裁量的会計発生高
DTA	繰延税金資産を自己資本で除した値
NPM	当期純利益を売上高で除した値
ROA	当期純利益を総資産で除した値
ROE	当期純利益を自己資本で除した値
CR	流動資産を流動負債で除した値
DR	負債を自己資本で除した値
AS	資産を自然対数で表した値
AF	監査報酬を自然対数で表した値
DTA/ForM	繰延税金資産の計上額が少ない企業が0、多い企業が1

(表 2 : 著者作成)

3-2-3 裁量的会計発生高の算出

本研究では、裁量的会計発生高によって利益の質を測定している。裁量的会計発生高とは、企業の利益情報が現金収入を伴う「質」の高いものであるのかを見極める為の指標であり、算出方法は以下の通りである（須田一幸, 首藤昭信, 「経営者の利益予測と裁量的会計行動」）。

① 総会計発生高の算出

まず、収集した全企業について、総会計発生高を以下の数式から算出する。

$$\text{総会計発生高 (TotalAcc)} = [\Delta \text{流動資産} - \Delta \text{現金預金}] - [\Delta \text{流動負債} - \Delta \text{短期借入金} \cdot \text{社債合計}] - [\Delta \text{貸倒引当金} + \Delta \text{賞与引当金} \cdot \text{未払賞与} + \Delta \text{その他の短期引当金} + \Delta \text{退職給付引当金} + \Delta \text{その他の長期引当金}] - \text{減価償却費} \cdot \text{無形資産の償却}$$

② 修正ジョーンズ・モデル($TotalAcc_{i,t}$)を用いて、非裁量的

会計発生高を算出(Dechow et al. 1995)

$$TotalAcc_{i,t} = a_0 + a_1(\Delta Sales_{i,t} - \Delta AccRec_{i,t}) + a_2 PPE_{i,t} + \varepsilon_{it}$$

ここで、

$\Delta Sales_{i,t}$: 企業 i の t-1 期から t 期にかけての売上高の変
化額

$\Delta AccRec_{i,t}$: 企業 i の t-1 期から t 期にかけての売上債権
の変化額

$PPE_{i,t}$: 企業 i の t 期末における償却性固定資産
である。

上記の式について、クロスセクションで日経業種中分類に基づく業種（金融機関を除く）ごとに半期ごとに行う。その際、対象サンプル企業と会計期間で同業種に属する非サンプル企業を用いて会計発生高を測定し、その推定値からサンプル企業の正常な会計発生高である非裁量会計発生高を推定する(Dechow et al. 1995)。

③ 裁量的会計発生高の算出

①式で算出した実際の総会計発生高から、②式で算出した非裁量的会計発生高を差し引いた予測誤差を、裁量的会計発生高とする。

4. データ分析結果

4-1 記述統計量 (t 検定、相関行列)

図 3 は、分析モデルに含まれる各変数の記述統計量および各変数の平均値の差の検定の結果を示している。差の検定については、企業データを繰延税金資産の計上額が少ない順に並べて四分位に分け、上位 25%をグループ 1 (G1)、下位 25%をグループ 2 (G2) としている。結果を見ると、裁量的会計発生高の平均値は、グループ 1 の方が大きい ($t=2.420$, $P<0.05$)、すなわち利益の質が低いことが理解できる。この結果の背景としては、次のようなことが考えられる。先行研究の結果で示されているように、利益が小さい企業（倒産リ

スクの高い企業)は税効果会計を利用して利益マネジメントを行う可能性がある、すなわち、繰延税金資産を多額に計上することで自己資本比率を維持しようとする。したがって、もし将来的に十分な利益が得られず繰延税金資産が回収できなかった場合、それを取り崩す可能性が高い。その結果、繰延税金資産の計上額は、取り崩した分だけ低くなってしまふ。

また監査報酬の平均値に関して、繰延税金資産の計上額が多い企業のほうが、監査報酬が大きいという結果が得られた。このことから、繰延税金資産の計上額が多い企業ほど監査リスクが高い可能性がある。

	G1(計上額 低)			G2(計上額 高)			t値
	平均	標準誤差	中央値	平均	標準誤差	中央値	
DA	0.0713	0.0035	0.0372	0.0609	0.0025	0.0341	2.420 **
NPM	-2.4062	2.0703	0.0254	0.0818	0.0257	0.0309	-1.202
ROA	-0.6475	0.6005	0.0410	3.2816	1.9380	0.0617	-1.939 *
ROE	0.0502	0.7793	0.0798	20.1185	12.5726	0.1457	-1.594
CR	3.9916	0.1448	2.4511	1.8122	0.0355	1.5102	14.801 ***
DR	35.6173	4.5299	2.5905	96.2474	25.2352	2.8902	-2.363 **
AS	9.7447	0.0414	9.6898	10.7858	0.0477	10.5352	-16.514 ***
AF	3.2218	0.0152	3.1355	3.7890	0.0229	3.5835	-21.031 ***

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準

(図3: 著者作成)

図4は、各変数間の相関行列である。これを見ると、繰延税金資産の計上額と裁量的会計発生高の間に相関は見られなかった。しかし、繰延税金資産の計上額とROE、負債比率の間には正の相関、そして、繰延税金資産の計上額と流動比率の間には負の相関があるという結果が得られた。

	DA	DTA	NPM	ROA	ROE	CR	DR	AS	AF	DTA/ForM
DA	1									
DTA	0.0241	1								
NPM	-0.0358 ***	0.0028	1							
ROA	-0.0813 *	0.0081	0.0317 ***	1						
ROE	-0.0020	0.3542 *	0.0072	0.8106 *	1					
CR	0.0777 *	-0.0335 ***	-0.1358 *	-0.0823 ***	-0.0132	1				
DR	-0.0214	0.6553 *	0.0019	0.0182	0.5178 *	-0.0217	1			
AS	-0.1172 *	-0.0146	0.0113	0.0212	-0.0047	-0.1715 *	0.0008	1		
AF	-0.0766 *	0.0177	-0.0047	0.0174	0.0060	-0.1848 *	0.0138	0.8522 *	1	
DTA/ForM	-0.0421 **	0.1267 *	0.0208	0.0335 ***	0.0276	-0.2455 *	0.0409 **	0.2745 *	0.3365 *	1

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準

(図4: 著者作成)

4-2 重回帰分析

重回帰分析を行うにあたって、設定した分析モデルは以下の通りである。

$$DA = \alpha + \beta_1 DTA + \beta_2 NPM + \beta_3 ROA + \beta_4 ROE + \beta_5 CR + \beta_6 DR + \beta_7 AS + \beta_8 AF + \beta_9 DTA/ForM + \varepsilon$$

上記のモデルを用いて重回帰分析を行った結果(図5)を見ると、繰延税金資産の計上額は、裁量的会計発生高と有意な正の相関を有する。これは本研究が提示した仮説を支持するものである。その他の変数に関しては、裁量的会計発生高とROE、流動比率、監査報酬の間には正の相関、また、裁量的会計発生高とROA、負債比率、総資産との間には負の相関が見られた。

回帰統計	
重相関 R	0.285872
重決定 R2	0.081723
補正 R2	0.079237
標準誤差	0.118141
観測数	3334

従属変数 DA		
	係数	t
定数項	0.1305	11.0054
DTA	0.0098	1.6946 *
NPM	0.0000	-0.6239
ROA	-0.0015	-14.5629 ***
ROE	0.0003	13.8491 ***
CR	0.0012	2.4861 **
DR	-0.0001	-12.4952 ***
AS	-0.0101	-4.8905 ***
AF	0.0112	2.3655 **
DTA/ForM	0.0002	0.0422

***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準

(図5: 著者作成)

5. まとめ

5-1 結果考察

第4章の検証結果は、繰延税金資産の計上額が多い企業は、利益情報の質が低く、したがって利益マネジメントを行っている可能性が高いということを示唆している。以上より、繰

延税金資産は期間損益の適正化に資する優れた会計処理手法であるが、利益調整の手段にもなり得ることが理解される。

5-2 「不正」への対応

利益操作の手法は、本研究のテーマである繰延税金資産の不当な計上の他にも、循環取引、架空売上の計上、貸倒損失の非計上、また引当金の過大な計上など（「利益操作 ～ インフォバンク マネー百科」）様々なものが存在するが、このような不正会計等（不正）を防ぐ為には、どのような対応がなされているのだろうか。不正を予防・発見する為には、不正を行おうとする人の「動機」を完全に把握しようとするのではなく、可能な限り不正の「機会」を減少させるような仕組みを導入することで「動機」が実行へ移されることを防ぐ、ということが有用であるとされる。その仕組みの具体例としては、コンプライアンスの重視、ガバナンスの強化、モニタリングの強化、ジョブローテーションの導入、相互牽制（ダブルチェック）の実施、組織構成員間のコミュニケーションの促進、内部通報制度の導入、などが挙げられる。不正を予防・防止する為にはこのようなことが行われているが、人間の善悪を判断する心、すなわち倫理観が、不正を起すか、思いとどまるかの最後の砦となる（内田正剛、「不正会計」対応はこうする・こうなる」 p29～42）。どんなに不正を思いとどませようと組織が仕向けても、不正を行おうと心に決めてしまえば、どうにかして不正行為を働くよう行動してしまう。したがって、倫理観を高める施策も日常的に行っておくことが重要である。

5-3 研究を通して

本研究を通して、利害関係者に正確な情報を提供することを目的として導入される会計手法も、その目的とは異なる目的に基づいて利用されれば、「不正」の手段になり得ることがあり、それらが実務でも利用されている可能性がある、という現状が浮き彫りとなった。前節（5-2）で述べたように、「不正」への対応策は多数導入されているものの、それらの実効

性は不十分であり、不正会計の発生・発覚は増加傾向にあるのが現状であると言われている（内田正剛、「不正会計」対応はこうする・こうなる」 p9）。「不正」を完全になくすことは不可能であるが、各組織の構成員全員が「不正を行わない」という考えを共有することで、組織的に倫理観を高めることができるかもしれない。その為には、組織風土を改善することや、経営者自身が正しい倫理観を持ち、従業員等に浸透させることが必要不可欠である。「不正」を行っている企業が考えを改め、不正会計の発生・発覚が減少傾向にある、というような報道を耳にする日が来ることを願う。

6. 参考文献

- ・新日本有限責任監査法人、「ここが変わった！税効果会計繰延税金資産の回収可能性へのインパクト」2016年
- ・「第2回 一時差異と永久差異、繰延税金資産と繰延税金負債」
<https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/tax-effect/2011-12-22-03.html>
- ・「【図解】税効果会計に苦戦する理由は、その意味の誤解にある」
<http://keirikyuuentai.com/commentary-about-tax-effect-accounting>
- ・Schrand, C. and M. H. F. Wong, “Earnings Management Using the Valuation Allowance for Deferred Tax Assets under SFAS No. 109”, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 20, No. 3, 2003, pp. 579-611.
- ・Frank, M. M., and S. O. Rego, “Do Managers Use the Valuation Allowance Account to Manage Earnings around Certain Earnings Targets?”, *JATA*, Vol. 28, No. 1, Spring 2006, pp. 43-65.
- ・山形武裕, 「繰延税金資産に係る評価性引当額と経営者予想利益の関連性」, 『産業経理』, Vol. 65, No. 2, 2005年.
- ・一ノ宮士郎, 「税効果会計と利益操作 - 倒産企業における実証分析 - 」, 『経済経営研究』, Vol. 25, No. 6 2005年
- ・須田一幸, 首藤昭信, 「経営者の利益予測と裁量的会計行動」

2011 年

・ Dechow, Patricia M., Richard G. Sloan, and Amy P. Sweeney [1995], "Detecting Earnings Management," The Accounting Review, Vol.70, No.2, pp.193-225.

・ 「利益操作～インフォバンク マネー百科」

<http://money.infobank.co.jp/contents/R200055.htm>

・ 内田正剛, 「「不正会計」対応はこうする・こうなる」 2016

年